

# 山梨県公報

第二千六百七号

山梨県告示第百八十四号

平成二十八年  
五月二十六日

木曜日

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峠北支所を除く)において、この告示の日から平成二十八年六月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

一 道路の種類	県道
二 路線名	甲府南アルプス線
三 道路の区域	

区間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新	旧			
甲斐市西八幡字下川除附四三九四番の一地 先から 甲斐市西八幡字下川除附四四五番の三地 先まで		五・九 一七・五	一三三一・六	
		六・五 一七・九	二三三一・六	

- 落札者の決定について………四五三
- 一般競争入札について………四五四
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関の登録………四五五
- 土地改良区役員の退任及び就任………四五六
- 建設業の廃止に基づく許可の取消し(八件)………四五七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について………四五九
- 一般競争入札について(三件)………四六四

- 技能検定員等審査の実施………四六四

## 告示

### 山梨県告示第百八十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十八年山梨県告示第六十三号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、その指定を解除する。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

● 落札者の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、一千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 指定を解除する区域 上野原市上野原字大塚九百四十四番二の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県公報 第二千六百七号 平成二十八年五月二十六日